

令和5年度 中国地方整備局コンプライアンス取組状況

注) 青線囲み部分は「推進計画」、赤線囲み部分は「取組状況」、
緑線囲み部分は「コンプライアンス推進本部長による評価」を記述

はじめに

中国地方整備局では、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持並びに公正性及び倫理性における社会的要請に適合するため、毎年度「コンプライアンス推進計画」を策定の上、それを実施、点検、分析・評価、改善しながら、継続的にコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組んできたところである。

職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識するとともに、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に応え、その使命を果たしていくという意識を常に持ち行動しなければならない。

行動にあたっては、公務員としての自覚を持ち、「公平・公正」に業務を進めて行くことが肝要である。いかなる場合においても、どのような姿勢で業務や生活にあたるべきかしっかり考えて行動すべきであり、具体的には、「えこひいきをしない」、「うそをつかない」、「ずるをしない」これら基本的なルールを守る必要がある。

引き続き、推進計画においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識をより高いレベルで維持し、コンプライアンスを職場の隅々にまで浸透・定着させるため、これまでの取組に創意工夫を加えて、より効果的となるよう実施していくものとする。加えて、コンプライアンス体制を有効に機能させるには、職場内の良好なコミュニケーションが重要であるため、風通しの良い職場環境づくりにも、より一層積極的に取り組んでいくものとする。

1 コンプライアンスの徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について、出前講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニングを通じて、周知徹底する。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法及び事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告の義務付けについて周知徹底する。
- ③ 発注担当職員が発注事務を適正に行うため、発注者綱紀保持マニュアルに定める「発注事務の各段階において特に留意する点」について周知徹底する。

■取組

コンプライアンス出前講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニング、ポップアップ及び所内会議等を通じて関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について周知徹底を行った。不当な働きかけを受けた場合の対応についても同様に周知徹底を行った。また、内部監査の実地検査において、執務室への立入制限の掲示状況や打合せスペース周辺における情報漏洩防止対策、事業者等との対応状況などの確認を行った。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり。

- ・ 事務所内の打ち合わせスペース等オープンな場所で、複数人による対応ができていないか点検を行った。
- ・ 事業者等の執務室への入室について、制限されている旨を示した掲示物がよく見える場所に貼られているか点検し、問題ないことを確認した。
- ・ 出張所等少人数の部署においてやむを得ず一人で対応した場合に、議事録等を作成し、共有が図られているか点検を行った。

■ポップアップ（事業者等との応接ルール）

発注担当職員は、事業者等と接するときは、**公平かつ適正**に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはなりません。

事業者等との応接は、どのようなことに気をつけなければよいでしょうか？

次へ

コンプライアンス推進室

【応接ルール】

オープンな場所で対応
(受付カウンター、応接コーナー、打合せテーブル等)

複数の職員により対応

複数の職員での対応が難しい場合

- ◆ 事前に所属長の承認を得る
- ◆ 「打合せ記録簿」(相手、用件、場所、時間、打合せ内容等)を作成
- ◆ 随時又は定期的に所属長へ報告

国民の疑惑や不信を招かないように！！

「発注者綱紀保持マニュアル」第5条関係を参照 [こちらへ](#) [クリック](#)

コンプライアンス推進室

■研修資料（不当な働きかけを受けた場合の対応）

具体的な責務④ ～報告（不当な働きかけに対する対応）～

発注担当職員は、入札段階の申請に関するお問い合わせも多く発生しており、不当な働きかけを受けやすい環境にあります。

不当な働きかけは「記録」して「公表」しますよ。

不当な働きかけには、「応じられません」。

予定価格はこれくらいですか？

【事業者等から不当な働きかけに該当すると判断する行為を受けたときの報告の義務付け】

不当な働きかけと判断する行為を受けた職員	⇒ 所属長等	本局 課長、室長 事務所 担当課長又は課長 管理所 管理所長	発注者綱紀保持規程第12条 ハンドブック14、15
	⇒ 発注者綱紀保持担当者		※報告義務を怠るとペナルティを課せられることがある

※職員が他の職員が不当な働きかけを受けていることに気づいた場合についても、職員に報告が義務付けられている

局長は不当な働きかけを受けたと認める時は、公表する。

16

(2) 公務員倫理等の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員法、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守について、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底する。

■取組

コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、職員が繰り返し発注者綱紀保持及び公務員倫理に関して受講できる機会を設け、意識の醸成を図った。

国家公務員倫理月間においては、局長からのメッセージを職員に発信するとともに、倫理月間パンフレットにより、この機会に倫理行動規程を再確認し、国民の疑惑や不信を招く行為をしないよう周知した。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり。

- ・ 新規採用職員や若手職員を対象に所内で独自の勉強会を実施した。
- ・ 12月の国家公務員倫理月間において、ポスターの掲示、庁内放送、メール及びポップアップメッセージにより周知徹底した。また、全職員がeラーニングによる公務員倫理の学習を行った。

■局長メッセージ

国家公務員倫理月間にあたって

職員の皆さん、中国地方整備局長の 中崎 剛 です。

12月の令和5年度国家公務員倫理月間にあたり、私から職員の皆さんにメッセージをお送りします。

これまでのコンプライアンスに係る各種の取組により、職員の皆さんの意識は全体として相当高まっていると感じているところです。

しかしながら、国土交通省全体では、昨今においても、公務の信頼を損ねるような事案が生じている状況であり、引き続き、職員全員がそれぞれに求められる行動を意識し、より一層のコンプライアンス推進に取り組む必要があると考えます。

私たち中国地方整備局は、中国地方における社会資本の整備・維持管理を行うとともに、災害への対応など、地域社会の安全・安心に直結した重要な業務を担い、これらの対応について、地域の皆さんから高い評価をいただいているところです。

こうした地域の皆さんからの期待と信頼に応えていくためにも、職員の皆さん一人一人が国民全体の奉仕者として自信と誇りをもって業務を遂行していただくとともに、国家公務員として、職場の業務及び職場外の様々な場面で自らの行動を律することが極めて重要です。

職員の皆さんには、この国家公務員倫理月間を機会に、倫理保持のルールを再確認するとともに、出前講座、コンプライアンス・ミーティング等により、さらなるコンプライアンス意識の向上に努めていただきたいと思います。また、疑問や気づいたことがあれば、上司や通報・相談窓口にご相談していただきたいと思います。

管理職員の皆さんには、「風通しの良い職場づくり」に積極的に取り組んでいただくとともに、自らはもちろん、日頃から部下職員の倫理観やコンプライアンスの保持に目を配り、職員が自信と誇りを持って業務を遂行できる環境づくりに努めていただくよう、お願いします。

加えて、先に報告された北海道開発局及び中部地方整備局における不祥事案を鑑みて、事業の進捗や予算執行は組織として対応すべきものであることに留意し、職員一人一人に不相応なプレッシャーとならないよう配慮していただきたいと思います。

令和5年11月30日

中国地方整備局長（倫理管理官） 中崎 剛

(3) 入札談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

入札談合に対する違法性の認識を深めるため、「2 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて、周知徹底を図る。

■取組

出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等が課せられるだけでなく、社会的な制裁や家族、職場にも多大な影響を与えることについての認識を高め、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で不祥事に巻き込まれる可能性があることについて考えさせるとともに、日常的な行動についてセルフチェックすることにより、コンプライアンス違反に繋がる問題点の認識と入札談合関与行為の防止に向けた意識づけを図った。またポップアップ表示により注意喚起を行った。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり。

- ・ 入札談合の防止について、公正取引委員会より講師を招き、講習会を開催した。

■ポップアップ表示

「官製談合」を知っていますか？

入札談合等関与行為とは発注機関の職員が以下の行為を行うことです。(入札談合等関与行為防止法第2条第5項)

① 談合の明示的な「？」	② 受注者に関する意向の「？」
③ 発注に係る秘密情報の「？」	④ 特定の談合の「？」

「？」に入る言葉を考えてみてください。

次へ

コンプライアンス推進室

「？」に入る言葉は以下のとおりです。

入札談合等関与行為とは

① 談合の明示的な「指示」	② 受注者に関する意向の「要請」	③ 発注に係る秘密情報の「漏えい」	④ 特定の談合の「参加」
------------------	---------------------	----------------------	-----------------

【事例】発注担当職員が事業者の会合に出席し、事業者ごとの単独受注目標額を提示し、その目標を達成するよう誘導を指示

【事例】事業者の働きかけに対し、発注担当職員が受注者を指名、あるいは発注担当職員が受注を希望する事業者名を表示

【事例】事業者の働きかけに応じて、本来、事業者に対して公開していない予定価格を漏えい

【事例】分替発注の実施や発注基準を引き下げるなど発注方法を変更し、入札談合を結ぶ行為

「入札談合」に関与すると高い代償を払うことになります。

- ・ 懲戒処分
- ・ 国民の信頼失墜
- ・ 損害賠償
- ・ 社会的地位失墜
- ・ 刑事責任（懲役・罰金）
- ・ 実名報道
- ・ 給与・退職金・年金への影響
- ・ 家族にも大きな影響
- ・ など

コンプライアンス推進室

■講習会資料（公正取引委員会）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

入札談合の防止に向けて
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

令和5年12月8日（金）

公正取引委員会
キッズ向けキャラクター「たつぽん」

公正取引委員会事務局
近畿中国四国事務所中国支所

1

(4) 事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みについての協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、ホームページや会合等を通じて、事業者、事業者団体等に協力を依頼する。

また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みの協力依頼文書を同封し、協力を依頼する。

■取組

中国地方整備局ホームページの「コンプライアンス推進計画」ページ内「有資格業者の皆様へ」上に、「発注者綱紀保持の取組み等についての協力依頼」を常時掲載するとともに事業者団体との意見交換会等の場においても協力依頼を行った。また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事等の競争参加資格者に送付する一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、同協力依頼とリーフレットを同封し、対応ルール等の周知を図った。同封した協力依頼文書には、コンプライアンス推進計画や事務所ごとの応札状況等について閲覧できるよう、アドレスを記載して周知した。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり。

- ・ 事業者に対して意見交換会などでリーフレットを配布し発注者綱紀保持に関する取組への協力を依頼した。また、事務所ホームページに取組についての協力依頼を掲載した。

■協力依頼文書

発注者綱紀保持の取組み等についての協力依頼

有資格業者の皆様へ

(コンプライアンス担当者 様)

中国地方整備局長

中国地方整備局では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として、平成18年4月に「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が入札談合等関与行為を行ったとして、公正取引委員会から「官製談合防止法」に基づく改善措置要求等を受けたことから、国土交通省として取り組むべき「再発防止対策」がとりまとめられ、中国地方整備局としても「コンプライアンス推進計画」を策定し、その中で更なるコンプライアンスの推進の強化に取り組んでおります。

今般あらためて中国地方整備局の発注者綱紀保持の取組みと国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、発注者として、今後とも応札・落札状況を継続して注視しており、談合情報や談合疑義事実には談合情報マニュアルに従って厳正に対処することとしております。

・事務所毎の平均落札率等の関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局HP: <https://www.cgr.mlit.go.jp/order/jimusyo/jimusyorakusatu.html>

【発注者綱紀保持の取組みの紹介】

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、**オープンな場所で複数の職員で対応**することを基本としております。
- 事業者の皆様は**執務室への出入りを制限**させていただいております。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から**不当な働きかけ(例えば、未公表情報の提供要請等)を受けたときは、これを報告、記録、公表**することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けております。

【国家公務員倫理法等の紹介】

- 職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、**金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償でサービスの提供を受けること**や利害関係者と**麻雀・ゴルフ・旅行等をする**ことなどは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されています。

・コンプライアンス推進計画など関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局HP: <https://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/compliance/index.html>

【 問い合わせ先 】

国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官
広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
電話 082-221-9231 内線2121

2 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。なお、実施にあたっては、他整備局との情報交換を行って好事例の収集に努め、より効果的に実施できるよう工夫する。

また、局長等組織のトップは、直接、職員にコンプライアンスについて伝える機会を作るとともに、日頃から事案に応じた「報告・連絡・相談」が適時適切に実行されるよう、風通しの良い職場づくりに取り組む。

■取組

令和5年度においては、コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、職員が繰り返しコンプライアンスについて考える機会を設けた。

なお、実施にあたっては、他地整と会議等を通じて情報交換を行い、他地整の事例も参考にコンプライアンス・ミーティングやセルフチェック等に活用し、効果的に実施した。

また、局長、部長、事務所長等は、着任時挨拶等において、コンプライアンスに関する姿勢を伝えた。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり。

- ・事務所長自ら機会あるごとにメッセージを全職員に発出した。
- ・「報（報告）・連（連絡）・相（相談）」「お（怒らない）・ひ（否定しない）・た（助ける）・し（指示する）」のポスターを掲示し、風通しの良い職場風土の醸成を図った。

■中崎局長 2024年頭挨拶

2024年頭あいさつ

局長 中崎 剛



新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。まず、元日に発生しました、能登半島地震により犠牲になられた方とご家族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方に心よりお見舞いを申し上げます。

また、中国地方整備局内でも、職員の皆さんに元日から、能登半島地震への対応をいただきまして、ありがとうございます。引き続きアックフォースの派遣と全国的な支援活動を行う必要がございますので、どうか力を合わせていただきたいと思います。昨年は通常業務に加えましてG7サミットや大雨、濁水への対応、各種対策など、大変ご尽力をいただきました。また、年末年始は大番の対応はなかったところですが、引き続き濁水、大番に対して油断なく準備していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いたします。

来年度にかけましては、局内では高梁川・小田川の合流点付け替え事業、山形道の2区間の開通と完成する事業があるとともに、太田川では新たなダム事業の検討が本格化するなど、新しい仕事も始まる節目でございます。また、水道関連の事業も始まりますし、社会全体では労働規制も開始されて組織として心機一新の節目となる場面でございます。こうした場面に対して、本年も地域から寄せられる大きな期待に応えていくために、年頭にあたり、改めて業務の取り組み方について3点申し上げます。

まず、1点目は、職員の皆さんとご家族の心身ともに健康であるということが第一でございます。各自が健康管理に努めていただくほか、同僚部下の様子にも目配りをしていただければと思います。


2点目は、本局各部、各事務所、そして各課単位での達成目標をそれぞれお持ちであると思います。これを各ライン、メンバーで共有していただきまして、その達成までの過程で、メンバーそれぞれが確認し軌道修正も行いながら、達成感までも全員で共有していただきたいと思っております。組織の総力で気持ちと力を合わせることで、業務の無駄を省いて安心してワークライフバランスの取れた仕事ができることになると思っておりますし、地域貢献の達成の過程は必ず組織や個人の成長の糧になると思っております。

最後3つ目ですけれども、工事現場では、職員の皆さん全員が安全第一を心掛けていらっしゃると思います。これと同じように、皆さん全員が綱紀の保持とコンプライアンス遵守の心掛けをお願いいたします。これによって個人や組織が失点することなく、効果的に達成目標にたどり着き、ひいては地域の期待に応えることができるのではないかと考えています。

以上、3点を基盤に、組織と職員個人のレベルアップを図りながら、中国地方を強い地域に導けるよう力を合わせていただきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(令和6年1月5日 広報合同庁舎2号館6階共有7号会議室にて)



最後3つ目ですけれども、工事現場では、職員の皆さん全員が安全第一を心掛けていらっしゃると思います。これと同じように、皆さん全員が綱紀の保持とコンプライアンス遵守の心掛けをお願いいたします。これによって個人や組織が失点することなく、効果的に達成目標にたどり着き、ひいては地域の期待に応えることができるのではないかと考えています。

(1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

講義では、実際に発生した不祥事案（民間事例等を含む）をとりあげて、職員がコンプライアンスを自分のこととして受け止めることができるようにする。

■取組

適正業務管理官・人事計画官が講師を務め講義動画を作成し、10月16日にeラーニングでの実施について全職員に配信した。受講状況は随時各所属あてメール送信し、各所属コンプライアンス担当者から未受講者に対し受講を促すよう依頼した。



講座では、過去に生じた不祥事案の背景・要因を分析・説明し、入札談合等関与行為の違法性の認識強化や、不正は必ず発覚し、重大な結果を招くことについての認識を高めた。また、不正に巻き込まれてしまう職員をなくすため、組織で対応することの重要性について認識を高めるよう呼びかけた。また、公務員の不祥事案を取り上げ、事案の分析・説明をすることで職員が身近なこととして受け止められるよう工夫した。

あわせて、動画を視聴する前に問題を提示し、動画を視聴すれば回答できる内容とするなど動画視聴の工夫を行った。


若手職員を対象に集合形式により動画を視聴し、あわせて意見交換を行った。

■eラーニング画面

出前講座(ビデオ編)



出前講座(問題編)



■集合形式による受講



■評価

出前講座において職員に発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性について説明することにより、理解が深まる機会となっており、今後も引き続き実施する。実施方法について、eラーニングでの実施は概ね「良かった」と評価されている一方、対面での実施を希望する声もあるため、来年度はeラーニングのほか、Web会議システムや集合形式による方法も検討する。

(2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

- ①全職員を対象とするコンプライアンス講習会
 全職員を対象に、コンプライアンスの知識をより深め、また社会的な要請を理解させることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。
 また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

■取組

各地区において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催した。また、近隣事務所において開催される講習会にも参加できるよう連絡調整を図った。
 また、講習会終了後、イントラネットに講義資料を掲載し内容を確認できるようにした。

■コンプライアンス講習会開催状況

地区	事務所	講師	演題	開催時期	受講者数
鳥取①	倉吉 鳥取	弁護士	コンプライアンス	R6.2.8	65名
鳥取②	日野川	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R5.12.12	34名
島根①	浜田	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R5.12.7	45名
島根②	松江国道 出雲河川	キャリアコンサルタント	ハラスメントの発生しない働きがいのある職場づくり	R5.11.14	70名
	出雲河川 松江国道	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R5.12.8	66名
広島	広島国道 太田川 広島西部砂防 弥栄ダム 温井ダム 中国技術 中国道路メンテ 港湾空港部 広島港湾・空港 広島港湾空港技調 境港湾・空港 宇野港湾 宇部港湾・空港	弁護士	不当要求対策	R6.2.15	90名
山口①	山口	法務局	ハラスメントの防止について	R5.12.13	33名
山口②	山陰西部	法務局	職場における人権について	R5.12.19	18名
-	本局 (倫理審査会/Web)	弁護士	個人の倫理と組織の倫理、心の倫理と 手続の倫理	R5.11.28	-
-	本局 (本省/Web)	大学教授	不祥事を起こさない組織づくりに大切なこと	R5.12.6	-



②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養うことを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

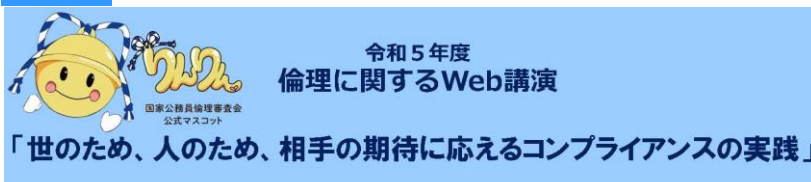
■取組

国家公務員倫理審査会が主催する外部講師によるWeb講演会を、幹部職員（本局課長級、事務所副所長以上）が受講した。

なお、当日受講できなかった者も録画で配信された動画を視聴して受講できるようにした。

令和5年9月6日 倫理に関するWeb講演
演題 『世のため、人のため、相手の期待に応えるコンプライアンスの実践』

本局



講演者のご紹介 **水尾 順一**（みずお じゅんいち）
駿河台大学名誉教授・博士（経営学）

組織マネジメントに携わる各府省等の職員を対象に、国家公務員に求められる職業倫理と倫理保持上の課題、不祥事を起こさない職場風土を確立するための取組、幹部・管理職員に求められる役割等についてお話しいたします。

■評価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、公務職場で気づきにくい問題の把握や、世相を反映したコンプライアンスに関する専門知識を習得できる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

■取組

中国地方整備局で実施した22の人材育成研修、知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設定し、管理職を含む延べ460名の職員が受講した。
人材育成研修では、受講者の階層に応じた具体的な留意点、課題を検討し、研修生参加型の講義内容とした。

■研修実施状況

期間	人材育成研修	参加者 (人)	内訳	
			事務	技術
R5.4.3~7	新規採用職員研修	85	30	55
R5.6.6~9	管理職（副所長）研修	17	7	10
R5.8.29~9.1	初級マネジメント研修	35	20	15
R5.10.2	新規採用職員講習	8	0	8
R5.10.30~11.2	新任係長（Ⅱ期）研修	24	6	18
R5.11.14~17	新任係長（Ⅰ期）研修	28	13	15
合計	全6コース	197	76	121

期間	知識・技能研修 (セミナー含む)	参加者 (人)	内訳	
			事務	技術
R5.4.10	契約事務管理官等セミナー	17	17	0
R5.4.24~28	施工管理技術研修	16	0	16
R5.6.2	用地事務セミナー	10	10	0
R5.6.20~23	行政中級研修	31	31	0
R5.7.5~7	行政事務セミナー	26	26	0
R5.7.3~14	基礎技術Ⅰ研修	21	0	21
R5.7.13~14	コンプライアンス（課長等）セミナー	29	17	12
R5.7.26	積算実務者研修【港湾】	15	0	15
R5.7.26	港湾現場技術者研修【港湾】	7	0	7
R5.7.31~8.8	基礎技術Ⅱ研修	26	0	26
R5.8.31	港湾管理研修【港湾】	10	10	0
R5.9.7	港湾計画研修【港湾】	7	0	7
R5.9.11~15	会計・契約研修	9	9	0
R5.10.10~13	行政初級研修	22	22	0
R5.10.30	会計事務担当者研修	6	6	0
R5.12.4	用地事務研修	11	11	0
合計	全16コース	263	159	104

■評価

中国地方整備局で実施する職員研修・セミナー等のカリキュラムに、可能な限りコンプライアンスに関する講義を設け、職員に受講させることにより、受講者は新たな知識を習得するとともに受講者の階層や職務等に応じた具体的な留意点や課題等について考え、意識する機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを年4回以上、全職員を対象に実施する。

ミーティングは、本局が提示した具体的な共通テーマまたは各事務所等において独自に選定したテーマの中から、職員が自分自身の問題として考えることができる身近な事例あるいは旬な事例を選び出し、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。

また、ミーティング結果の報告を義務付け、職員からの意見や質問に対してはフォローアップを行う。

■取組

本局及び各事務所等において、コンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、ワークライフバランスにも考慮し、時期を定めず年間4回以上の回数指定で実施した。全ての職員が参加できるよう、実施日及びグループの分割や、web会議システムの活用など工夫して行った。なお、実施日に参加できなかった職員に対しては別途個別にフォローアップを実施し、全職員が受講できるよう配慮した。

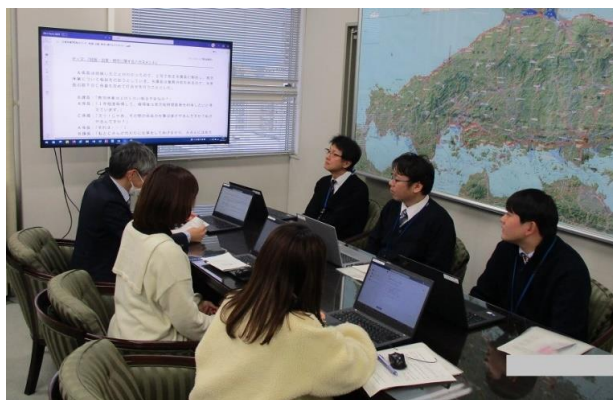
テーマについては、コンプライアンス推進室から実際に職場でも起こりそうな身近な事例を含むテーマを提供した。

ミーティング時には、職員一人ひとりが自ら考え、活発な意見交換が行えるよう工夫し、ミーティング時にあった質問に対しては、本局で回答を作成しフォローアップを行った。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- 幅広く意見交換が出来るよう所属の枠を超えてグループを分け、ミーティングを実施し、事務所内のコミュニケーションの円滑化を図った。
- Teamsを活用し、出張所等の移動時間を削減するなど参加しやすい環境作りを行った。
- ダム管理所については、近隣の事務副所長が参加し、助言等を行った。

■コンプライアンス・ミーティング 実施状況



■評価

コンプライアンス・ミーティングは、身近な事例や旬な事例を活用して職員同士が積極的に意見交換し、話を発展させることにより職場のコミュニケーションを活性化させるとともに、風通しの良い職場作り及び自分自身の問題として考える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(5) eラーニング

コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、eラーニングを通じた自主学習を推進する。eラーニングでは、職員がより理解を深めることができるよう学習教材を工夫して、コンプライアンスに関する理解度テストや職員自らが自分の行動等を確認するための行動・セルフチェックを行う。

■取組

「発注者綱紀保持に関するDVD」の視聴の他、「発注者綱紀保持規程の条文解説」、「理解度テスト」、「行動セルフチェック」などの学習教材（合計6教材）を本局にて独自作成し提供した。また、職員の受講状況を把握し、未受講者に対し、適宜学習を促した。

■学習メニュー内容

■ e-ラーニング(Microsoft Forms)	
以下をクリックするとFormsが起動しますので対象の講座を受講してください。 各講座1人1回の受講としておりますので、再度アクセスして「四番目既に受講されました」と表示されれば受講済みです。	
令和5年度 コンプライアンスeラーニング	
◇ I 発注者綱紀保持 (DVD)	随時 ※従前受講 (ただし転入者等は必須受講)
◇ II 発注者綱紀保持 (条文解説)	5~6月 ※全職員必須受講
◇ III テスト①	7~8月 ※全職員必須受講
◇ IV 行動・セルフチェック①	9~10月 ※全職員必須受講
◇ III テスト②	11~12月 ※全職員必須受講
◇ V 行動・セルフチェック②	1~2月 ※全職員必須受講

■テスト問題及び解説

✓ 正解 10/10 点数

1. 事業者との応接はどんな場合でも、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応しなければならない。*

× ✓

フィードバック:

正解です。事業者との応接は、原則として、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することとなっています。発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないように、原則として受付カウンターや打合せテーブル等のオープンな場所において複数の職員で対応することとなっています。これによることができない場合は、事前に所属長（所属長が不在等の場合には、所属長からあらかじめ指定された官職の職員）の承諾を得ることが必要です（発注者綱紀保持規程第5条）。なお、執務室での対応で、他の職員が同席できない場合でも、すぐ近くにいて会話の内容が聞き取れる状況であれば、複数での対応として取り扱っても構いませんが、なるべく同席のうえ、複数の職員で対応して下さい。

■評価

eラーニングは、職員の業務の都合に合わせて適宜学習できるとともに、職員の履修状況を容易に把握することが可能となっており、理解度を図る指標にも活用できていることから、今後も引き続き実施していく。

(6) コンプライアンスに関する情報提供

コンプライアンス意識を啓発することを目的に、各事務所等の取組の参考となる好事例や実際に発生した不祥事に関する情報を、イントラネット、メール、諸会議等を通じて、職員が自分のこととして考える機会となるよう定期的に提供する。

■取組

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。提供した不祥事案について、一覧に整理し、過去の提供した事案が容易に検索できるようイントラネットにも掲載した。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- 本局から提供された公務員の不祥事案を事務所独自のポータルサイトに掲載し、いつでも見ることができるようにし、職員に周知した。
- 不祥事案を定例会議や副所長等からのメールにより周知を図る際に、解説を加え留意すべきポイントをつけて分かりやすくした。

■イントラネット掲載状況 (公務員の不祥事案)

年月	種別	種別	所属	行為者	処分等	概要
R05/04	(一般職関係)	勤務中に喫煙	秋田県大仙市	市長を含む167人	戒告、訓告、罰金注意	大仙市は、全業種での飲食取地などで市職員の喫煙が実質化していたとして戒告や罰金注意などとし、上町を含む167人を戒告、訓告、罰金注意、市長においては毎月1ヶ月実質すると発表した。市によると、公共施設内の取地内で喫煙していたが、一部喫煙により禁煙状況を調査したところ125名が喫煙していたことが発覚した。職員は「近くに喫煙場所がなかった」と説明している。
R05/04	(一般職関係)	勤務中に使用の携帯電話・スマートフォンを盗難し返す	鎌倉市	40代女性主事	罰金3月(10分の1)	市によると、40代女性主事が勤務中に携帯電話と関係のないスマートフォンを持ち込んだこととして、罰金3月の懲戒処分にしたと発表した。市は、「近くには喫煙場所がなかった」と説明している。
R05/04	(一般職関係)	在宅勤務と偽り、映画や買い物など私用外出	名古屋市	54歳女性課長	懲戒1月、出先注意	市によると、54歳女性課長が在宅勤務と偽り、映画館に買い物など私用の外出をしていたとして、懲戒1月の懲戒処分にしたと発表した。市は、「近くには喫煙場所がなかった」と説明している。
R05/04	(一般職関係)	関係者の個人情報を不正に収集し、印刷して持ち出し、関係者へ提供した	神奈川県平塚市	38歳男性主事	懲戒6月	市によると、38歳男性主事が関係者の個人情報を不正に収集し、印刷して持ち出し、関係者へ提供したと発表した。市は、「近くには喫煙場所がなかった」と説明している。
R05/04	(事務処理不遵守関係)	事務処理遅れ繰り返す	秋田県大館市	男性職員(年代非公開)	懲戒免職	市は、公文書関係などの遅れで懲戒処分を受けたと発表した。市は、「近くには喫煙場所がなかった」と説明している。

■評価

コンプライアンスに関する最新の事例や、公務員に関する不祥事案を確認することで、身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見つめ直す機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(7) コンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンに、表示内容を工夫しながらコンプライアンス遵守メッセージや抜き打ちテストを表示する。

■ 取 組

毎月第3月曜日の午後の業務開始前にコンプライアンス遵守メッセージを表示した。メッセージは、最初の画面に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう2段階に分けて掲載し、関係するサイトへのリンクを記載するなど工夫した。

〈テーマ〉

- ・風通しの良い職場（「報・連・相」「お・ひ・た・し」）
- ・情報管理
- ・通報窓口
- ・発注担当職員の責務（秘密の保持）
- ・入札談合等関与行為
- ・事業者等との応接ルール
- ・不当な働きかけへの対応ルール 等

■ （表示例）報・連・相、お・ひ・た・し

「風通しの良い職場」とは

報 告 **連 絡** **相 談**

報告の時期：仕事の進捗や結果を上司に知らせること、急を要する事項は素早く！

連絡の手段：情報を関係者に知らせること、内容を加味して適切な方法を！
「対面」「電話」「メール」「文書」「会議」

相談の内容：判断に迷った時に、上司、先輩、同僚などからアドバイスを貰うこと、
「現状の的確な把握」→「目指すべき方向性」

次へ

「報告・連絡・相談」を実行し、組織全体で問題解決にあたるのが大切です。

そのための雰囲気作りができていますか？

お 怒らない **た** 助ける **ひ** 否定しない **し** 指示する

一人だけで抱え込まないようにしましょう。

「令和5年度コンプライアンス推進計画」もご確認ください。 [クリック](#)

■ （表示例）不当な働きかけへの対応

事業者等から「不当な働きかけ」を受けたときは…

中国地方整備局発注者網紀保持規程 第12条

不当な働きかけを行った者に対しては以下のことを伝えましょう。

不当な働きかけには「**応じ**…？」 予定価格はこれくらいですか？

不当な働きかけは「**記**…？」して「**公**…？」しますよ。

「…？」には、それぞれどのような言葉が入るでしょうか。

次へ

コンプライアンス推進室

「…？」には、以下の言葉が入ります。

不当な働きかけには「**応じられません**」

不当な働きかけは「**記録**」して「**公表**」しますよ。

さらに…組織で対応する必要があるため、事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの報告が義務付けられています。

不当な働きかけと思料する行為を受けた職員

所属長等 本局：課長、室長
事務所：担当副所長又は課長
管理所：管理所長

発注者網紀保持担当者 本局：道正業務管理官
事務所：事務担当副所長
管理所：総務係長

※他の職員が不当な働きかけを受けていることに気づいた場合についても同様

※事務担当副所長が置かれていない事務所は総務課長

対応フローはこちら → [クリック](#)

コンプライアンス推進室

■ 評 価

行政パソコンに、職員に伝えたいキーワードをコンプライアンス遵守メッセージとして表示することにより、職員にコンプライアンスについて意識させる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(8) コンプライアンス・ハンドブック

日々の行動の中で、疑問に直面したときの対応を確認するために、基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを全職員に配付し、活用を促す。
また、最新の話題や事例等が反映されるよう事例集の内容を充実させる。

■取組

配布したハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、その記載されている内容を確認しながら、ミーティングを実施した。
また、新規採用職員研修等の若手職員を対象とした研修では、コンプライアンスに関する基礎的なルールの習得に加え、ハンドブックの具体的な活用方法等、日頃の行動において判断に迷ったり、疑問に直面したときに役立ててもらおうよう活用を促した。

<p>コンプライアンス・ハンドブック</p> <p>平成28年 4月(第1版) 令和 元年 8月(第2版)一部改正</p> <p>中国地方整備局</p>	<p>目 次</p> <table><tr><td>1. 国家公務員の服務</td><td>2頁</td></tr><tr><td>2. 国家公務員の倫理</td><td>8頁</td></tr><tr><td>3. 発注者綱紀保持</td><td>15頁</td></tr><tr><td>4. 入札談合等関与行為の防止</td><td>20頁</td></tr><tr><td>5. 不当要求行為関係</td><td>23頁</td></tr><tr><td>6. 公用携帯電話等の管理(個人情報管理)</td><td>28頁</td></tr><tr><td>7. 交通事故発生時の対応</td><td>31頁</td></tr><tr><td>8. 飲酒運転の防止</td><td>32頁</td></tr><tr><td>9. 適正な請負(車両管理業務)</td><td>33頁</td></tr><tr><td>10. 事例集</td><td>36頁</td></tr></table>	1. 国家公務員の服務	2頁	2. 国家公務員の倫理	8頁	3. 発注者綱紀保持	15頁	4. 入札談合等関与行為の防止	20頁	5. 不当要求行為関係	23頁	6. 公用携帯電話等の管理(個人情報管理)	28頁	7. 交通事故発生時の対応	31頁	8. 飲酒運転の防止	32頁	9. 適正な請負(車両管理業務)	33頁	10. 事例集	36頁	<p>はじめに</p> <p>私たちの職場では、服務・倫理・業務処理・公務外等におけるコンプライアンス上の潜在リスクが多く存在しており、日常業務や生活に関して、国家公務員としてしっかり理解し、認識しておくべき様々なルールがあります。</p> <p>コンプライアンス・ハンドブックは、職員ひとり一人が身につけるべき知識や情報について、手軽且つ身近に置くことを目的に、平業から知っておくと役立つ事項を整理したものです。</p> <p>皆さんが、日ごろの行動において判断に迷ったり、疑問に直面したとき、また、コンプライアンスを考えたときに、きっと役に立つと思いますので、ぜひご覧ください。</p>
1. 国家公務員の服務	2頁																					
2. 国家公務員の倫理	8頁																					
3. 発注者綱紀保持	15頁																					
4. 入札談合等関与行為の防止	20頁																					
5. 不当要求行為関係	23頁																					
6. 公用携帯電話等の管理(個人情報管理)	28頁																					
7. 交通事故発生時の対応	31頁																					
8. 飲酒運転の防止	32頁																					
9. 適正な請負(車両管理業務)	33頁																					
10. 事例集	36頁																					

■評価

コンプライアンス・ハンドブックは、職員が判断に迷ったり、疑問に直面したときに適切な行動をとるための一助となっているため、最新の話題や事例等が反映されるよう、今後も引き続き内容の充実を図っていく。

3 事務所のコンプライアンス指導者の育成

(1) 管理職（副所長）研修

事務所等においてコンプライアンス推進の中心的な役割を担うべき副所長を対象として、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養うことを目的として、管理職（副所長）研修のカリキュラムの内に、コンプライアンス指導者育成の講義等を設ける。その際は、研修生の当事者意識を高める工夫として、研修生参加型やシミュレーション訓練型の講義を活用する。

■取組

副所長を対象とする管理職（副所長）研修を6月に実施し17名が受講した。組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を身につけるために必要なカリキュラムを設け、専門的知識を学習させた。

また、課題研究では、発注者綱紀保持に関する通報があった際の対応方法の検討及び不正の発生しにくい職場づくりについて意見交換を行うことで管理能力及び判断能力の向上を図った。

受講した副所長は、その成果やコンプライアンスに関する情報を定期的に所内会議やメールにより職員に説明・提供を行った。また、事務所内で行うコンプライアンス勉強会等において、フォローアップを行うなどの役割を果たした。

コンプライアンスの講義においては、発注者綱紀保持に関する報告・通報があった際の対応について、シミュレーション訓練を実施したほか、不正の発生しにくい職場作りについて、班別討議による研修生参加型の講義を実施し、マネジメント力の向上を図った。

コンプライアンス関係講義

日	時間	内容	講師
6月6日 (火曜日)	9:30-11:10	接續理部・オリエンテーション	総務部 人事課
	11:10-12:00	講話	荒川副所長
6月7日 (水曜日)	9:30-10:40	契約手続きや設計預算に関する最新知識	企画部 技術管理課長
	10:40-11:10	クライシスコミュニケーションの向上	株式会社 時事通信社 解説委員 中川和之
6月8日 (木曜日)	9:30-10:30	へ逆切字例から学ぶ	総務部 予算課長
	10:30-11:30	職員に対するメンタルヘルス	総務部 厚生課長
6月9日 (金曜日)	9:30-12:00	ワークライフバランスから働き方改革の推進へ	株式会社ワーキングエージェント 取締役 藤原 輝
	13:00-14:00	入札手続きにおける不具合防止の取組事例	総務部 契約管理官
	14:00-15:10	業務運営と職員管理	総務部 人事計画官
	15:10-16:20	ハラスメントほか	総務部 人事計画官
	16:20-17:00	研修のまとめ	総務部 人事課

◆令和5年度 管理職(副所長)研修
期 間:令和5年6月6日(火)～6月9日(金)
場 所:MicrosoftTeams

外部講師

■評価

副所長は、職場のマネジメントをしっかりと行うことで、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たすことから、高度な管理能力・判断力を養う総合的な人材育成研修である管理職（副所長）研修の受講が求められる。

この研修では、組織の管理者としての自覚と意識を高めるとともに、高度な管理能力、判断力の向上を図ることを目的として今後も引き続き指導者を育成していく。

(2) コンプライアンス（課長等）セミナー

事務所等においてコンプライアンス推進の実務的な役割を担う課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図ることを目的に、コンプライアンス（課長等）セミナーを実施する。

■取組

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンスセミナーを7月に実施し29名が受講した。

セミナーでは、組織の活性化や協働を促進させるリーダーとしてのスキルアップを目的として、ファシリテーションの講座を設け、有効なミーティングの進め方を学習させた。また、課題研究では、各研修生が職場内における部下指導に関する悩みや課題等について、いかに対応すべきか意見交換を実施した。

受講した課長等は、コンプライアンス・ミーティング時に部下職員へ適切な指導を行うとともに、所内の若手職員を対象とした意見交換会や勉強会を実施するなどの役割を果たした。

令和5年度 コンプライアンス（課長等）セミナー日程表【WEB】

期間：7月13日（木）～7月14日（金）2日間

実施方法：オンライン（Microsoft Teams）により実施

	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7月13日（木）	(0:20) オリエンテーション (機器操作説明)	9:50 講話 総務部長	10:30 休憩	11:30 外部講師 職場のメンタルヘルス 広島産業保健総合支援センター 加登 朝子	12:00 昼食・休憩	13:00 (0:50) 発注手続における コンプライアンス 企画部 技術管理課長	13:50 休憩	14:00 外部講師 ファシリテーション 有限会社ユニベック 代表取締役 前田 秀雄	17:00
7月14日（金）	9:30 (1:00) 公務員倫理 総務部 人事計画官	10:30 休憩	10:40 (1:10) 発注者綱紀保持 適正業務管理官	11:50 課題研究説明 昼食・休憩	13:00 (2:10) 課題研究 適正業務管理官・総務部 人事計画官	15:10 休憩	15:20 (1:40) 課題研究 (全体発表) 適正業務管理官・総務部 人事計画官	17:00	

■評価

コンプライアンス（課長等）セミナーを受講した事務所の課長及び建設専門官等が事務所のコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことにより、コンプライアンス推進計画に定める取組みが着実に実施されているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことについて周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

そのために、通報先などをより分かりやすく記載した「コンプライアンス（倫理）携帯カード」を、全職員に配付し、活用を促す。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

■取組

コンプライアンスに関する通報窓口への通報の重要性と、報告は義務であること、かつ通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、コンプライアンス遵守メッセージ等を通じて周知した。

また携帯カードは、他地整からの転入者及び新規採用職員など人事異動で転入者があった都度、配布するとともに、随時保有状況を確認した。

■コンプライアンス遵守メッセージ

「通報窓口」をご存知ですか？

国家公務員法・国家公務員倫理法等、又は発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認した場合の通報窓口
お手持のコンプライアンス（倫理）携帯カードにも記載

内部の通報窓口（メール）
外部の通報窓口（弁護士）

tsuhou@cgr.mlit.go.jp
倉田・井上法律事務所 倉田弁護士
【郵送先】〒730-0014 広島市中区上郷町3-25 レオビル4F
【FAX】082-228-6100

※通報者を特定するような個人情報は、本人の同意がない限り外部窓口（弁護士）等にも、半信地方整備局及びその職員に提供されることは一切ありません。

※国家公務員法、国家公務員倫理法等に係る通報は、上記窓口のほか倫理管理官や上司等に対する通報、本省倫理通報窓口（e-mail: hqt-hqt-rinn-tsuhou@gb.mlit.go.jp）でも受け付けます。

※発注者綱紀保持規程に係る通報は、面談・電話・メール・FAX等により「発注者綱紀保持担当者」（本局：通正業務管理官、事務所：事務副所長（置かれていない場合は総務課長、管理所は総務係長））でも受け付けます。

通報制度については、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避することに役立ち、職員は通報したことによって不利益な取扱いを受けることは一切ありません。コンプライアンス推進課

■中国地方整備局コンプライアンス（倫理）携帯カード

Compliance Card 中国地方整備局

私たちは国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守し、中国地方整備局に対する社会的責任の果たすべく、行動します。

あなたの行動を振り返りましょう【発注者綱紀保持編】

発注担当者であるあなたは、

- 関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保していますか
- 公表されていない予定価格、競争参加業者名、発注計画等の他発注事業に関する秘密を保持できていますか
- 事業者との応接は、オープンな場面で複数の職員が対応できていますか
- 官製談合等の不正行為に対する疑念を覚えていますか？ 開放や友人に防ずかしくない行動ですか？
- 不当な働きかけを受けた際の対処方法を知っていますか

仲間を救うあなたの勇気とその行動

コンプライアンス及び倫理 通報・相談窓口

内部 メール: tsuhou@cgr.mlit.go.jp
外部 倉田・井上法律事務所 倉田弁護士
〒730-0014 広島市中区上郷町3-25レオビル4F
FAX: 082-228-6100

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)
TEL: 03-3581-5344 FAX: 03-3581-1802 MAIL: rnmml@rnl.go.jp
郵便〒100-8911東京都千代田区千代田1-2-3 WEB: www.mhl.go.jp

※上司や周囲の、口利貸や口利貸でない場合、安心して各窓口へ相談ください。
※個人情報はやられるとわかれ、通報により不利益な取扱いを受けることはありません。

(裏面)

(表面)

国家公務員倫理カード 倫理行動基準セルフチェック

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たっていますか
- 職務や地位を私利私欲のために用いていませんか
- 国民の疑念や不信を招くような行為をしませんか
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組んでいますか
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動していますか

～判断に迷ったときは上司や倫理担当当局に相談しましょう～

利害関係者とは・・・
職務として携わる許認可、補助金、立入検査、監査・監察、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など

利害関係者との間のルール

国家公務員は・・・

- ▲ 利害関係者から金銭・物品・不利益の贈りを受けることができません。
- ▲ 利害関係者から酒宴等のもてなしを受けることができません。
- ▲ 利害関係者から賄賂で役務の提供を受けることができません。
- ▲ 自分の費用を負担する場合でも、利害関係者とともにゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。
- ▲ 利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、家公開株式を譲り受けることはできません。

■評価

通報制度が適正に運用され、組織内で認知されることにより、違反行為の早期発見や抑止効果が期待できるため、今後も引き続きコンプライアンス関係通報窓口を周知し、適正な運用を実施していく。

5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、施工能力評価型を適用する全ての工事を対象に引き続き実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理を徹底する。特に、部外者が立ち入る箇所では、書類の保管方法を工夫する。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を維持する。
- ④ 情報管理整理役職表を適切に更新し、情報管理責任者が少なくとも毎年度1回点検を行う。
- ⑤ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏えいしないよう、適切に書類等の送付や管理等を行う。

■取組

上記①～⑤の取組状況は以下のとおり。

- ① 「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」本省通達に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、手続き期間の短縮を図る必要がある場合を除き、全ての工事において同時提出を実施した。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づく情報の適切な管理について、コンプライアンス出前講座、職員研修、コンプライアンス遵守メッセージ等を通じて周知徹底した。特に通路や打合せテーブル付近等、部外者が立ち入る箇所においては、複合機の設置場所や文書の保管方法を工夫して、情報が漏洩しにくい環境を確保した。出張所等の書類の保管状況や施錠状態等の点検について定期的（四半期毎）に実施するよう適切な情報管理の周知徹底を図った。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離については、引き続き体制を維持した。
- ④ 各部・事務所等に対し、情報管理整理役職表の適切な更新及び関係職員への周知等について通知を行い、指導及び徹底を図った。各部・事務所等においては、情報管理整理役職表を適切に更新するとともに、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施していることを確認した。
- ⑤ 技術提案書等については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類の手渡し、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法による送付、施錠できる場所での管理、履行確認後速やかに裁断するなどにより確実に処分することを徹底し適切に管理した。

各事務所等が行った主な取組は以下のとおり。

- ・ 情報管理の点検時にあわせ、情報管理責任者全員に対し、情報管理のルールについて勉強会を行った。
- ・ 各課、出張所及び監督官詰所の書類の保管状況の抜き打ちチェックを行った。

■評価

発注事務に対する国民の信頼を確保するため、不正行為が起きにくい入札契約手続きと情報の漏洩等防止のための適切な情報管理を実施していく。

6 内部監査の実施

令和5年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

■取組

「令和5年度一般監査実施計画」に基づき、10事務所を対象に実施した。
一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

【中国地方整備局の重点項目】

- ・コンプライアンス推進計画に関する取組
- ・ワークライフバランスの推進に関する取組
- ・行政情報の適正な管理に関する取組
- ・入札・契約事務の適正な執行に関する取組
- ・適正かつ効率的な業務執行に関する取組
- ・職場環境整備に関する取組

■評価

コンプライアンスの取組の確認を内部監査の重点項目に位置づけ、監査を実施することにより、事務所等はコンプライアンスに関する取組を再確認する機会となっているため、今後も引き続き内部監査を実施する。

7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

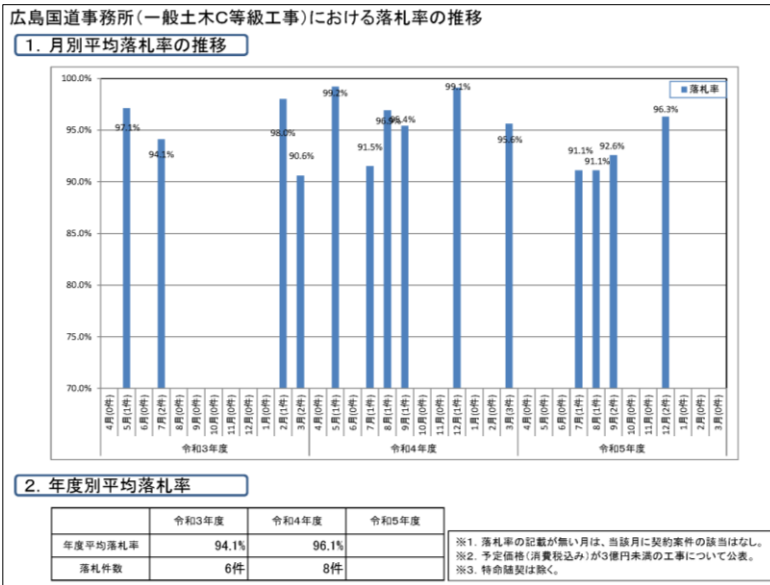
事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

■取組

各事務所ごとの令和3年度及び令和4年度における月別平均落札率、受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合を整備局ホームページで公表した。
令和5年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、整備局ホームページで公表した。

各事務所においても公表のホームページへのリンクを掲載し、透明化を図った。

■ホームページ抜粋



広島国道事務所（一般土木C等級工事）における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

NO	企業名	令和3年度 契約件数	令和3年度 当初契約金額(円)	令和3年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)	NO	企業名	令和4年度 契約件数	令和4年度 当初契約金額(円)	令和4年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)
1	(株)鴻治組	1	275,000,000	20.4%	1	肥海建設(株)	2	470,690,000	26.2%
2	(株)加藤組	1	265,320,000	19.7%	2	錦建設(株)	2	462,000,000	25.7%
3	錦建設(株)	1	242,660,000	18.0%	3	(株)鴻治組	1	260,370,000	14.5%
4	(株)砂原組	1	204,050,000	15.2%	4	(株)テリトリ一朗苑	1	234,234,000	13.0%
5	山廣工業(株)	1	185,350,000	13.8%	5	フジタ道路(株)	1	200,200,000	11.1%
6	(株)網本工業	1	173,547,000	12.9%	6	山廣工業(株)	1	170,500,000	9.5%
7					7				
8					8				
9					9				
10					10				
11					11				
12					12				
13					13				
14					14				
15					15				
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
	合計	6	1,345,927,000		合計	8	1,797,894,000		

※1. 予定価格（消費税込み）が3億円未満の工事について公表。
※2. 特命随契は除く。
※3. 企業の当初契約金額が大きい順に掲載。

■評価

公表にあたり応札状況（月別平均落札率の推移、年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合）を確認することで不正を発見できる機会となっている。また、結果を公表することで不正発生の抑止効果も期待できるため、今後も引き続き、事務所ごとの応札状況の透明化を実施していく。